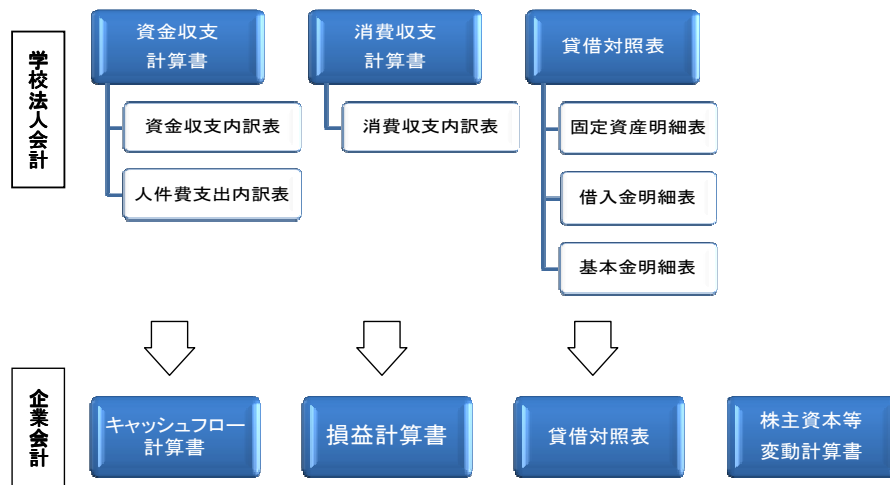


学校法人会計について

学校法人は、それぞれの学校の建学の精神ならびに教育理念に基づいた教育・研究を行い、社会に有為な人材の育成と研究活動によって得た成果を社会に還元することを目的としています。収入の多くは学生生徒等の納付金や国・地方公共団体からの補助金で構成されています。教育・研究活動を継続的に行うためには、施設・設備や教職員などの人員が必要であり、教育研究環境を整備し充実させるための資金や財産の管理だけでなく、財務状況を正確に把握し健全な経営をしなければなりません。

また、国または地方公共団体から補助金の交付を受ける私立学校法人は、「私立学校振興助成法」により「学校法人会計基準」に基づいて会計処理を行い、財務の面から教育研究活動が円滑に遂行されたかどうかを知り、所轄庁に対して、下記の計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書・貸借対照表の3帳票）を作成し提出し報告しなければなりません。

一方、企業会計は、利益の追求を主な目的とし、収益と費用からその事業状況を明確にし経営成績を知ることで収益力を高める経済活動です。学校会計とはその事業目的に違いがあり会計処理方法も異なります。作成する計算書類については下図のとおりです。



資金収支計算書

当該会計年度（4月1日～翌年3月31日）に行った諸活動に対応する全ての資金の動きを記録することにより当該年度の収入と支出の内容を明らかにし、支払資金（現金および預貯金）のてん末を表す。

消費収支計算書

当該会計年度の消費収支の内容と均衡状態を明確に表すもので、教育・研究の永続的な発展のため収支の均衡を示し、その年度の純粋な収入と支出の均衡状態をあらわす財務書類として収支や経営状況を表す。

貸借対照表

期末（年度末）における資産・負債・資本金および収支差額を把握し、財政状態の健全性を表す。

学校法人会計の主な科目

■資金収支・消費収支計算書に共通の科目

学生生徒等納付金

授業料、施設費、入学金等の学生・生徒から納入されたもの。

手数料

入学検定料や証明発行手数料など。

補助金

国や地方公共団体などから交付される補助金や助成金。

資産運用収入

預貯金などの受取利息や休日における学外団体への施設の賃貸など。

事業収入

外部からの研究等の委託による受託事業収入や講座受講料などの教育活動に付随する事業収入など。

人件費

専任教職員、非常勤講師、契約職員などに支給する「本俸・期末手当・その他手当」など。

教育研究経費

教育・研究活動や学生の学習支援・校外活動・厚生支援に支出する経費。

管理経費

総務・人事・経理業務や学生募集活動など、教育・研究活動以外の活動に支出する経費。

予備費

予算編成時において予期しない支出に対処するために設けてある科目。

■資金収支計算書にだけに表示される科目

前受金収入

翌年度分の授業料・施設費などの学生生徒等納付金であり、当年度において、翌年度の諸活動に対する資金として納入された収入。

資金収支調整勘定

その年度における支払資金の実際の収入と支出だけで計算したのでは不十分なため、前年度以前に収入・支出されたもので当年度の活動に属するもの、翌年度以降に収入・支出となるが当年度の活動に属するものも含めて計算する。資金の実際の収支を、当年度の諸活動に対応する収支に修正する取引に用いるものを「資金収支調整勘定」といい「資金収入調整勘定」と「資金支出調整勘定」がある。

資金収入調整勘定

「期末未収入金」：当年度中に収受すべき収入のうち、入金翌年度以降になるもの

「前期未前受金」：当年度中に収受すべき収入のうち、前年度までに入金済のもの

資金支出調整勘定

「期末未払金」：当年度中に支払うべき支出のうち、翌年度以降に支払うもの

「前期未前払金」：当年度中に支払うべき支出のうち、前年度までに支払済のもの

施設関係支出

土地、建物、構築物、建設仮勘定などの支出

建物は、附属する電気・給排水・冷暖房・昇降機などの施設設備を含む。

建設仮勘定は、建物・構築物・機器備品などを建設・製作するときの、完成するまでの支出額で、完成した後に該当する科目「建物」などに振替る。

設備関係支出

教育研究用機器備品、その他の機器備品、図書、車両などの支出

備品は、機器設備や工具・器具などで、耐用年数が1年以上、その価額が一定額以上（本学は20万円以上）のもの。

■消費収支計算書にだけに表示される科目

帰属収入

学生生徒等納付金・手数料・寄付金・補助金など学校法人に帰属する収入。

借入金や翌年度に入学する学生・生徒の入学金・授業料などの前受金は含まない。

消費収入

消費収入は消費支出に充当できる収入のことで、帰属収入から基本金組入額を除いて算出される。

消費支出

人件費・教育研究経費・管理経費・借入金利息などの当該年度に発生した支出で、退職給与引当金繰入額や建物・備品などの資産価値の減少額である減価償却額を含む。

退職給与引当金繰入額

教職員が退職した場合、退職金規程に基づいて退職金が支払われるが、退職金の額は勤続年数に応じて毎年増額する。各教職員の勤務年数に応じ、実際の退職金支払いに先立って、予め、毎年度に負担額を消費支出（退職給与引当金繰入額）として計上するもの。

減価償却額

固定資産のうち建物・構築物・機器備品など、時の経過や陳腐化などによってその価値が減少するものとして減価償却を行い、取得原価を毎年度の消費支出に費用配分する。（実際の支出がない非資金科目）

資産処分差額

不動産などを売却し、その売却収入が帳簿残高を下まわった場合の差額を計上する。

また、建物・構築物などの取壊しや、使用不能になった機器備品を除却処分にした場合も処分時点の帳簿残高を計上する。（実際の支出がない非資金科目）

基本金組入額

学校法人が諸活動の計画に基づき、教育研究の維持・充実に必要な資産（校地、校舎、機器備品、図書など）を継続的に保持するための金額で、帰属収入から組入れた金額で、第1号から第4号までである。

第1号基本金 = 設立当初に取得した固定資産や規模の拡大もしくは教育の充実に向上のために取得した固定資産の額

第2号基本金 = 将来取得する固定資産にあてる金銭その他の資産の額

第3号基本金 = 奨学金などの基金として継続的に保持し、運用する金銭その他の資産の額

第4号基本金 = 恒常的に保持すべき資金

※支払資金の不時の不足に充てるため、学校法人が過年度決算における消費支出（退職金、減価償却は除く）の最高額 1/12

■貸借対照表にだけに表示される科目

有価証券

国債・地方債・社債・金融債・株式など会計年度末後1年をこえて保有する目的のものは「その他の固定資産」とし、一時的（短期的）な保有を目的とするものは「流動資産」に計上する。

〇〇引当特定資産（または預金）

校舎その他の施設の増設や改築、機器備品その他の設備の拡充や買い替え、退職金の支払いなど、将来の特定の支出に備えるために資金を留保した場合に設ける勘定科目のこと。このような資金留保は、経営方針に基づく長期的な資金計画によって実行される。（現在、本学において該当なし）

現金預金

現金、銀行の各種預金、郵便預金など。

「現金預金」の額は、資金収支計算書の「次年度繰越支払資金」と一致する。

長期借入金と短期借入金

長期借入金は、返済期限が年度末後1年をこえて到来する借入金（「固定資産」に計上）

短期借入金は、返済期限が年度末後1年以内に到来する借入金（「流動負債」に計上）

預り金

給与・報酬などにかかる源泉所得税、住民税など学校法人の帰属収入にならないお金で、他に支払うための一時的な金銭の受入額

消費収支差額

本年度以前の各年度の消費収入から消費支出を差し引いた差額の累計額。

消費収支計算書において、消費収入が消費支出より多い場合、その差額を「当年度消費収入超過額」と表示し、逆の場合は「当年度消費支出超過額」と表示する。そして、各年度のこれらの合計額が貸借対照表の「消費収支差額の部合計」になる。